

四者共闘第3号  
2009年9月11日

沖縄県人事委員会  
委員長 仲吉 朝信 殿

沖縄県職員労働組合  
執行委員長 真喜志 功

沖縄県教職員組合  
中央執行委員長 山本 隆司

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合  
執行委員長 松田 寛

全水道沖縄県企業局水道労働組合  
執行委員長 当真 亨

## 2009年人事委員会勧告に関する要求・要望書

日頃から私たち県職員の賃金・労働条件の改善に向けご尽力されている貴職に心から敬意を表します。

さて、8月11日に本年の人事院勧告が行われましたが、その主な内容は、月例給の平均863円（0.22%）の引き下げと一時金の0.35月引き下げ、自宅に係る住居手当の廃止、となっていて、極めて不満であります。

本県においては、一昨年、人事院勧告と異なる一時金の引き下げ勧告が行われ、結果的に国の職員と0.15月の支給率格差を生じています。また、国と県では職員の住宅事情が大きく異なります。それらのことを考慮した場合、県人事委員会が安易に人事院勧告に追随して同様の勧告を行うことは、許されないと考えます。

今後、貴職が県職員の給与に関する勧告を行うにあたって、労働基本権制約の代償機能を有する第三者機関として、中高年齢層を含めた県職員全体の生活改善に結びつく勧告を行うよう求めるものです。

また、県職員の自死・メンタルによる休職者の増加問題は、マスコミでも取り上げられるなど、極めて重要な課題となっており、早急な対策が求められています。

つきましては本年度の勧告において、別紙の事項に関して誠意を持って実現されるよう要求・要望致します。

## 1. 基本賃金及び諸手当について

- (1) 月例給について、引き上げ改定すること。
- (2) 人事委員会勧告制度によらない、給与の特例措置の停止勧告を行うこと。また、公民比較の際の職員給与については、特例措置による減額後の支給額を用いること。
- (3) 一時金については、支給割合の引き上げ勧告を行うこと。また、勤勉手当の成績率を拡大する勧告・報告を行わないこと。
- (4) 扶養手当について、引き上げること。
- (5) 住居手当については、支給額を引き上げ、支給要件を緩和すること。また、自宅に係る住居手当については、廃止、引き下げを行わず、改善勧告を行うこと。
- (6) 通勤手当について
  - ①交通機関利用者の通勤手当を全額実費支給すること。また、手当の支給除外距離を「1km未満」にすること。
  - ②高速料金の加算分について、支給要件を緩和すること。
  - ③交通用具利用者の通勤手当を改善すること。
- (7) 単身赴任手当の支給基準等を改善すること。
- (8) 時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当の支給率を改善すること。
- (9) 非常勤職員等の位置付けや雇用、任用など制度のあり方について検討すると共に、賃金、労働条件の改善を図ること。その際、官製ワーキングプア解消の方策として、非常勤職員を任期付き職員に置き換えることについても検討すること。

## 2. 教職員の賃金・諸手当について

- (1) 「新たな職の導入」と、教職員の賃金・諸手当については、労働組合との十分な協議、交渉を行うこと。

## 3. 福祉専門職の創設について

- (1) 福祉に関する人材確保のため、社会福祉士、精神保健福祉士等の国家資格取得者の採用について提言すること。

## 4. 自死・メンタルヘルス対策等について

- (1) 労働安全衛生法に基づく監督機関としての権能を発揮し、年々悪化する職員の心の健康について、改善に向けた実効ある施策を策定すること。
- (2) メンタルヘルスに係る病気休暇を180日とすること。
- (3) メンタルヘルス対策として、職員の復職支援の拡充や、職員が所属する職場に対する支援等について提言すること。
- (4) セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントが心の健康に深刻な影響を及ぼすことに鑑み、有効な対策を策定すること。
- (5) 労働基準監督機関としての権能に基づき、時間外勤務及び不払い残業の実態調査を早急に行い、改善に向けて指導監督を行うこと。

## 5. 次世代育成支援について

- (1) 子の看護休暇について、中学校始期までの適用とすること。また、複数の子を養育している場合は、休暇付与日数を一人の場合の2倍とすること。
- (2) 育児休業制度における男性取得の促進を図ること。
- (3) 育児休業からの復職時調整について、今までの制度取得者の不利益を解消すること。
- (4) 育児休業を1日120分、行使期間2年に延長すること。
- (5) 妊娠障害休暇の期間を10日に延長し、時間単位の取得にすること。
- (6) 不妊治療に関する新たな休暇制度を作ること。
- (7) 育児を行う職員の早出遅出勤務について、適用要件を緩和すること。

## 6. 労働条件改善について

- (1) 年休の取得単位を30分にすること。
- (2) 超勤の縮減に向けて、労働基準法改正の主旨を踏まえ、実効性ある具体策を提言すること。